

令和6年(2024年)7月23日
危機管理・防災課**こなん市防犯自治会総会等の未開催について**

本年4月に令和5年度こなん市防犯自治会総会および令和4・5年度暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会が未開催であったことが判明しました。本件に関する状況や対応等について下記のとおりお知らせいたします。

概要	本年4月、令和5年度こなん市防犯自治会総会および令和4・5年度暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会が開催できていなかったことが判明しました。両団体については、当課が事務局を担っておりますが、コロナ禍からコロナ禍前の日常への移行段階において、書面決議か対面開催か思案する中、そのまま手続きを怠っていたことにより総会が開催できていませんでした。 令和5年度こなん市防犯自治会総会については、会計監査の部分を除き総会資料を作成していましたが、当時（令和4年度）の監事による会計監査が実施できていませんでした。 また、暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会については、令和4年度の準備に際し、コロナ禍のため総会資料を作成し書面決議の準備を進めていましたが監査を受けるに至ったのが令和4年12月5日となりそのまま未開催となっていました。令和5年度においては、8月頃に総会を開催すべきところ、人事異動等により担当者が資料作成を怠っていたことにより未開催となっていました。
判明日	令和6年4月8日
対象者	こなん市防犯自治会役員 43 名 暴力団追放甲賀湖南市民協議会役員 40 名
対応	こなん市防犯自治会については、当時の2名の監事に依頼し会計監査を実施いただいた上で、5月10日開催の第2回地域代表者会議定例会議において全地域まちづくり協議会長（7名）および全区長（43名）にお詫びと説明を行い、令和5年度総会付議案件の追承認を得ました。 暴力団追放甲賀湖南市民協議会については、2年交替で事務局を担当する甲賀市生活環境課と協議を行い、当該年度の監事による会計監査を実施いただきました。その上で、5月末から7月上旬にかけて全役員40名に直接お会いしお詫びと説明（日程調整のつかない一部役員については、電話説明の上、資料郵送対応）を行うとともに、2ヵ年度の総会付議案件の追承認を得ました。
担当課	危機管理・防災課
要因	コロナ禍からコロナ禍前の日常への移行段階において、担当者が総会開催のあり方等について前任者への再確認を怠っていた。また併せて、所属長もチームとして課員がどのような状況に置かれているか遂次の把握ができておらず、情報共有ができていなかったため。
再発防止策	今後は、課内における次年度年間事業・次月事業に係る事務処理等の情報共有および報告の徹底、毎月および隔週課内ミーティングの実施による業務の進捗管理、各業務に係る主担当・副担当の業務共有等により、事務処理に漏れのないよう適正に取り組めます。また、業務手順書の作成により個々の職員の業務の見える化を図り、再発防止の徹底に努めます。

■問い合わせ

担当課名:危機管理・防災課 担当:米津、中村、島田 電話:0748-71-2311 FAX:0748-72-2000



〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467